

「外国人雇用状況届出」は **雇用保険に「加入する」「加入しない」**で届出先が異なります
 そのため電子届出で届出をする場合「登録先はどこになるか」など注意が必要です
 以下 登録画面に補足説明しますので 登録方法などの参考にしてください

* さらに詳しいマニュアルは「外国人雇用状況届出システム 操作マニュアル」で検索して参照してください

厚生労働省

外国人雇用状況届出システム

外国人雇用状況届出とは

事業主の協力に基づき、個々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた給の適正な調整及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものです。

留意事項

様式第3号(国・地方公共団体の場合は通知様式、以下同じ。)等の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、この画面からユーザID及びパスワードを取得することはありません。以前に様式第3号による届出を希望する場合は、お手数ですが、様式第3号を届け出たハローワークまでお問合せください。

届出時の注意事項等を掲載していますので、ご確認ください。

⇒ [届出時の注意事項](#)

ログインに一定回数失敗した場合、一時的にログインができなくなります。ログインができない場合、

お知らせ

【操作マニュアルのご案内】

ハローワークインターネットサービスの「申請等をご利用の方へ」に、外国人雇用状況届出システム操作上ご不明点等ございましたら、ご活用ください。

インターネット検索で
「外国人雇用状況届出システム」
 と入力

「ログインー外国人雇用状況届出システムー厚生労働省」と表示されているサイトをクリックするとこの画面が表示されます

留意事項補足

「雇用保険被保険者資格取得届・喪失届」及び「外国人雇用状況届出書(様式第3号)」(国・地方公共団体の場合は通知様式)等の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は **既に運用が開始されている**ため この画面からユーザID及びパスワードを**直接取得することはできません**

そのため「外国人雇用状況届出に係る電子届出切替・変更申請書」をご提出いただくことにより、ご利用可能となりますので、お手数ですが各届出を届け出たハローワークまでお問合せください

- * 雇用保険の**適用事業所番号**が ID になります
- * 店舗など**非適用事業所**の場合は、新規登録時に交付された「1304-H***」「1304-L***」など1304の後に**アルファベットが入っている番号**になります(1304は品川所管轄の場合)

格「特定技能1号」の制度に変更があり、製造業の3分野(素形材産業)(産業機械製造業)(電気・電子情報関連素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業)となりました。
 号(素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業)」に該当する雇入れの届出を登録する場合は、雇用情報新規「欄は「51. 特定技能1号(素形材産業)」を選択し、「新規に留資格について」欄に「89」を全角で入力してください
 (素形材産業)」「特定技能1号(産業機械製造業)」「特定技能1号(電気・電子情報関連産業)」の離職の届出を情報登録画面において「特定技能1号(素形材産業)」「特定技能1号(産業機械製造業)」「特定技能1号(電気・電子情報関連産業)」を選択して登録してください。

その他、システムメンテナンス等のお知らせについては、以下のリンクからご確認ください。

⇒ [ハローワークインターネットサービス 新着情報・お知らせ](#)

ログイン

*** 既に電子での届出を開始している場合はここからログインします**

外国人雇用状況届出システムのユーザIDをすでにお持ちの方は、ユーザIDとパスワードを入力してログインしてください。

注意: ユーザIDおよびパスワードは第三者に知られないよう大切に管理してください。

ユーザID - -

パスワード

[サービスご利用時の注意](#)

ログイン

* 新規登録 電子届出切替 などをされた際に申請者が設定した**数字・英字・記号の3種類全て**を使った8文字以上のパスワード ☆パスワードを忘れた場合は下記から再登録してください

* 店舗数が多い場合なども ID は全て違うので パスワードは同じでも登録できます

ユーザID新規登録・パスワード再登録・お問合せ

ユーザID新規登録 外国人雇用状況届出システムのユーザIDをお持ちでない方は、ユーザIDの新規登録を行ってください。

パスワード再登録 パスワードを忘れた方はこちらです。

お問い合わせ 外国人雇用状況届出システムによくあるお問合せを掲載しました。

お問い合わせ先: ハローワーク品川 事業所第三部門 外国人雇用管理窓口
 TEL: 03-5419-8609 (部門コード36#)
 FAX: 03-3453-1632

- * 取得届・喪失届・三号届のいずれでも**外国人情報を届出たことがない場合のみ**新規登録します
- * 不明な場合は管轄ハローワークへ連絡してください

新規ユーザID登録

トップメニュー > 新規ユーザID登録

* 取得届・喪失届・三号届のいずれでも**外国人情報を届出たことがない場合のみ**新規登録します
 * 不明な場合は管轄ハローワークへ連絡してください

新規ユーザID登録手順

◎雇用保険適用事業所番号をお持ちの方

1. 画面内の「**雇用保険適用事業所からのユーザID仮登録**」をクリックしてください。
「ユーザID仮登録メール送信」に遷移します。
2. 雇用保険適用事業所番号、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザID仮登録メールを送信します。
3. しばらくすると、仮登録メールが通知されますのでメール内容のアドレスにアクセスしてください。
「ユーザ情報登録」が表示されます。
4. 「ユーザ情報登録」で事業所情報を入力してください。入力後「ユーザ情報登録」をクリックしてください。
「ユーザ情報登録確認」が表示されます。
5. 「ユーザ情報登録確認」に表示されている事業所情報を確認し、誤りがなければ「確認OK」をクリックしてください。
ユーザID仮登録メールを送信しますのでメール内容を確認してください。
また、ユーザID仮登録(ユーザID仮登録メール送信)が完了しますと、ユーザIDの登録は完了です。

雇用保険適用事業所からのID仮登録

外国人労働者が

- 雇用保険に加入する
- 雇用保険には加入しないが就業場所が適用事業所の所在地である
- 派遣・請負労働者として就労する

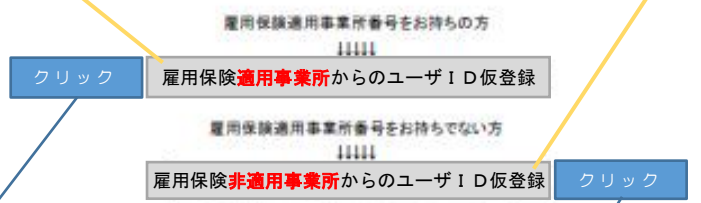
- * 雇用保険の適用事業所になっている事業所が**初めて外国人情報の届出を行う場合**に使用します
- * **過去に届出(取得届、喪失届、三号届含む)されている場合** 登録後「ユーザ情報がすでに登録されています」と表示されますので 事業所を管轄するハローワークまでご連絡ください 「電子届出切替・変更申請書」を提出していただければログイン可能となります
- ※切替申請書は 管轄のハローワークから取り寄せるか インターネットで「外国人雇用状況届出 電子届出切替」と検索すると表示形式がPDFのサイトがありますので そこからもダウンロードできます (提出方法は管轄ハローワークに確認してください)

雇用保険非適用事業所からのID仮登録

外国人労働者が

- 雇用保険に**加入せず** 直営の店舗 工場 支店 事務所などの**非該当承認**を受けている事業場で就労する

- * 直営の店舗や工場 支店 事務所など **非該当承認を出している場合であっても** その**事業場ごとに初めて登録を行う場合**に使用します
- * **過去に届出しているか?** ご不明な場合 事業場を管轄するハローワークへご連絡いただければお調べし 必要であれば「電子届出切替申請書」を提出していただくことでログイン可能となります
- ※切替申請書は 管轄のハローワークから取り寄せるか インターネットで「外国人雇用状況届出 電子届出切替」と検索すると表示形式がPDFのサイトがありますので そこからもダウンロードできます (提出方法は管轄ハローワークに確認してください)



雇用保険適用事業所番号をお持ちの方



雇用保険**適用事業所**からのユーザID仮登録

雇用保険適用事業所番号をお持ちでない方



雇用保険**非適用事業所**からのユーザID仮登録

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

ユーザID仮登録メール送信

トップメニュー > 新規ユーザID登録 > ユーザID仮登録メール送信

操作説明

下記の注意事項を読み、同意する場合、雇用保険適用事業所番号、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザID仮登録メールを送信します。

注意事項

- 当システムでは事業所情報、外国人雇用情報を用いて統計集計をおこなっております。また、アクセスログによる利用状況集計をおこなっております。
- 誤って登録した外国人雇用情報を削除する場合には、管轄のハローワークまでご連絡ください。
- システムにログインを行った場合は、システムを終了するときに「ログアウト」を必ず行ってください。「ログアウト」をクリックしないと、情報が残り他人に悪用される危険があります。
- 登録するパスワードは個人情報(生年月日など)や他人に推測されやすいパスワードは登録しないでください。
- 当システムで使用するユーザIDやパスワードは他人に教えないでください。
- 当システムで使用するユーザIDに類似したパスワードは使用しないでください。

- 上記に同意できない場合は、「戻る」をクリックしてください。

雇用保険適用事業所番号

担当者eメールアドレス

担当者eメールアドレス(再入力)

※ ユーザID仮登録メールが届きましたら、24時間以内にメール内容のアドレスにアクセスし、ユーザ情報登録(ユーザID仮登録)を完了してください。
24時間以内にユーザ情報登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

厚生労働省職業安定局

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

ユーザID仮登録メール送信

トップメニュー > 新規ユーザID登録 > ユーザID仮登録メール送信

操作説明

下記の注意事項を読み、同意する場合、都道府県、管轄のハローワーク、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザID仮登録メールを送信します。

注意事項

- 当システムでは事業所情報、外国人雇用情報を用いて統計集計をおこなっております。また、アクセスログによる利用状況集計をおこなっております。
- 誤って登録した外国人雇用情報を削除する場合には、管轄のハローワークまでご連絡ください。
- システムにログインを行った場合は、システムを終了するときに「ログアウト」を必ず行ってください。「ログアウト」をクリックしないと、情報が残り他人に悪用される危険があります。
- 登録するパスワードは個人情報(生年月日など)や他人に推測されやすいパスワードは登録しないでください。
- 当システムで使用するユーザIDやパスワードは他人に教えないでください。
- 当システムで使用するユーザIDに類似したパスワードは使用しないでください。

- 上記に同意できない場合は、「戻る」をクリックしてください。

都道府県

管轄のハローワーク

担当者eメールアドレス

担当者eメールアドレス(再入力)

※ ユーザID仮登録メールが届きましたら、24時間以内にメール内容のアドレスにアクセスし、ユーザ情報登録(ユーザID仮登録)を完了してください。
24時間以内にユーザ情報登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

厚生労働省職業安定局

就業場所の所在地がある都道府県を選び次に管轄のハローワークを選びます
 お手数ですが 厚生労働省のHPに「**公共職業安定所(ハローワーク)管轄一覧(都道府県ごと)**」が掲載されていますので就業場所の所在地を「管轄区域」から選び管轄するハローワークを探してください
 * 「管轄安定所 東京」と入力すると厚生労働省のサイトが表示されます

事業所情報確認

ログアウト

トップメニュー > 事業所情報確認

前回ログイン時間

前回ログイン時間: [2022/03/04 16:49:54]です。

覚えのないログイン時間が表示されているときは、悪意のある者が侵入している可能性があります。管轄のハローワークまでご連絡ください。

お知らせ

お控えについて

- * 届出のお控えは発行されません
- * 一覧表等の印刷機能はついていないため画面印刷等により、届出内容の控えを保存するようにしてください (マウス右クリック→印刷)

事業所情報修正を行います

- * 一度登録した「事業所情報」に変更がある場合、修正してください
- * 雇用情報メニューの「⑤事業所情報修正」からも入れます

操作説明

登録済の事業所情報を確認し、変更が無ければ「雇用情報メニュー」をクリックしてください。事業所情報を変更する場合は「事業所情報修正」をクリックしてください。

管轄ハローワーク情報

都道府県	東京都
ハローワーク	品川公共職業安定所

事業所情報修正

操作説明

※社会保険労務士が代行して届出を行う場合には、「担当者氏名」欄に「社会保険労務士 ○○○○」と社会保険労務士の名称を併せて氏名を登録してください。

登録済の事業所情報を確認し、必須欄が登録されていない場合や情報に変更がある場合は適宜入力してください。入力が完了しましたら「事業所情報修正」をクリックしてください。

管轄ハローワーク情報

都道府県: 東京都
ハローワーク: 品川公共職業安定所

事業所情報

事業所番号(ユーザID):

事業所名: (50文字以内)

郵便番号: - (半角数字)

住所: (100文字以内)

電話番号: - - 内線等: (半角数字)

産業分類:

事業所種別:

注として労働者派遣又は請負事業を行っている:

担当者氏名: (50文字以内)

担当者連絡先電話番号: - - 内線等: (半角数字)

担当者番号: (300文字以内)

担当者メールアドレス: (300文字以内)

担当者メールアドレス(再入力):

※ 担当者メールアドレスに誤りがあるとメールが届きませんので、必ず確認してください。

戻る 事業所情報修正

厚生労働省職業安定局

雇用情報メニュー

事業所情報

事業所番号: 1304-L00104-1
事業所名: シナガワ

メニュー

該当する雇用情報の登録・更新、離職情報登録を行ってください。なお、雇用保険の被保険者資格取得届(又は資格喪失届)において在留資格、在留期間、国籍・地域等を記載して届け出た場合は、離職時は離職情報)を登録する必要はありません。

- 外国人雇用情報新規登録
- 外国人雇用情報新規登録(複数)
- 外国人雇用情報修正
- 外国人雇用情報離職登録
- 事業所情報修正
- パスワード変更

雇用情報新規届出を行います

- * 「雇用保険被保険者資格取得届」で17~23欄の外国人情報を届出された場合 受理日翌日に 届出情報が「外国人システム」に反映されていますので 再度登録していただく必要はありません
- * 登録状況の確認は「③修正画面」から行ってください

クリック

雇用情報メニュー

事業所情報修正

クリック

登録済の外国人労働者の外国人情報の修正 登録状況の確認 が行えます

- * 既に登録済の労働者の外国人情報を更新・変更登録する場合は「①雇用情報新規登録」ではなくこちらの「③雇用情報修正」を使います
- * 修正・変更を行う場合「最新の在留カードの情報」を全て入力して登録してください

【新規】の複数登録は行えますが【離職】の複数登録は行えません

- * CSV形式で複数新規登録が行えますので「雇用情報複数登録手順書」でコード番号など確認し登録してください
- * 離職の複数登録は行えないので 離職の登録は「④離職情報登録」から個別に登録してください